令和6年4月2日

1 いじめの防止についての基本的な考え方

いじめは、いじめられた児童生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為である。また、どの児童生徒も被害者にも加害者にもなりうる。これらの基本的な考えを基に 教職員が日頃からささいな兆候を見逃さないように努めるとともに、学校全体で組織的 に対応していく。

平成28年度に児童福祉法が一部改正され、児童生徒に対しては「児童の権利に関する条約」に掲げられている理念を十分に踏まえた上で、全ての児童生徒が健全に育成されるよう、適切な養育を受け、健やかな成長・発達や自立を保障されることが明確化された。また、平成29年3月14日に「いじめの防止等のための基本的な方針」が改定され、より実効性のあるいじめ防止の取り組みをしていくことが重要となった。

学校は、児童生徒が教職員や周囲の友人との信頼関係の中で、安心・安全に生活できる場でなくてはならない。児童生徒一人一人が大切にされているという実感をもつとともに、互いに認め合える人間関係をつくり、集団の一員としての自覚と自信を身に付けることができる学校づくりに取り組んでいく。そうした中で、児童生徒が自己肯定感や自己有用感を育み、仲間と共に人間的に成長できる魅力ある学校づくりを進める。

≪法における いじめの定義≫

第2条 この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に 在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的または物理 的な影響を与える行為 (インターネットを通じて行われるものを含む) であって、当該行 為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

●いじめの態様の例

- ・冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- ・仲間はずれ、集団による無視をされる
- 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ・ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- ・金品をたかられる
- ・金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- ・パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等 「いじめ防止等のための基本的な方針」<平成25年10月11日文部科学大臣決定>より

2 いじめ防止対策組織

この組織としては、「生活サポート小委員会」がその役割を担う。いじめのささいな兆候や懸念、児童生徒からの訴えを特定の教員が抱え込むことのないよう組織として対応する。

対応組織は、校長、教頭、教務主任、校務主任、学年主任、生徒指導主任、生活サポート主任、特別支援教育コーディネーター、**養護教諭、道徳教育推進教師、スクールカウンセラーで構成する。必要に応じて、スクールソーシャルワーカー等の支援もあおぐ。**

(1)「生活サポート」の役割 (校務、生活サポート主任、生徒指導主任を中心に、全職員で)

ア 「学校いじめ防止基本方針」に基づく取り組みの実施と進捗状況の確認

・学校評価アンケートを行い、学校におけるいじめ防止対策の検証を行い、改善策 を検討していく。

イ 教職員への共通理解と意識啓発

- ・年度初めの職員会議で「学校いじめ防止基本方針」の周知を図り、教職員の共通理解 を図る。
- ・いじめアンケートや教育相談の結果の集約、分析、対策の検討を行い、実効あるいじ め防止対策に努める。

ウ 児童生徒や保護者、地域に対する情報発信と意識啓発 (四役)

・随時、学校だよりやホームページ等を通して、いじめ防止の取り組み状況や学校評価 結果等を発信する。

エ いじめに対する措置(いじめ事案への対応)

- ・いじめがあった場合、あるいはいじめの疑いがあるとの情報があった場合は、正確な 事実の把握に努め、問題の解消にむけた指導・支援体制を組織する。
- ・事案へは、**生活サポート小委員会が具体的な対応策を協議し、**全教職員で構成する生活サポート委員会を開き、学校体制で迅速かつ効果的に対応する。また、必要に応じて、外部の専門家、関係機関と連携して対応する。
- ・問題が解消したと判断した場合も、その後の児童生徒の様子を見守り、継続的な指導・支援を行う。

3 いじめの防止等に関する具体的な取り組み

この基本方針と豊橋市教育委員会策定の「**豊橋市いじめ防止基本方針」**と「**いじめ早期発 見・対応マニュアル** (別紙1—①) をもとに取り組んでいく。

(1) いじめの未然防止の取り組み

学校教育活動全体を通して、お互いを思いやり、尊重し、生命や人権を大切にする態度を育成し、友情の尊さや信頼関係の醸成や生きることへの喜び等について、児童が心から価値意識を感ずるよう適切に指導する。特に、学級活動、人権教育、道徳教育の中に定期的に「いじめ」に関する教材を取り入れ、このような指導の充実を図る。

(別紙2-① 別紙2-② いじめ防止年間指導計画 参照)

- ア 児童生徒同士の関わりを大切にし、互いに認め合い、ともに成長していく学級づくりを進める。
- イ 児童生徒の活動や努力を認め、自己肯定感を育む授業づくりに努める。
- ウ 教育活動全体を通して、道徳教育・人権教育の充実を図るとともに、体験活動を 推進し、命の大切さ、相手を思いやる心の醸成を図る。
- エ 情報モラル教育を推進し、児童生徒がネットの正しい利用とマナーについての理解を 深め、ネットいじめの加害者、被害者とならないよう継続的に指導する。

(2) いじめの早期発見の取り組み

ア いじめアンケートや教育相談を毎月実施し、児童生徒の小さなサインを見逃さないように努める。(保護者アンケートは年2回 6,10月に実施する)

- イ 教師と児童生徒との温かい人間関係づくりや、保護者との信頼関係づくりに努め、い じめ等について相談しやすい環境を整える。
- ウ いじめ防止・早期発見のためにチェックリスト (別紙3—①②③) を活用し、いじめ に対して教職員が意識を高くもって対応できるようにする。
- エ 校内相談室を整備し、相談箱を設けるなど児童生徒が相談しやすい環境を整える。
- オ 外部の相談窓口の紹介、周知を図る。

(3) いじめに対する措置

- ア いじめの発見・通報を受けたら「生活サポート委員会」を開き全校体で対応する。 生活サポート小委員会で対応策を協議し、生活サポート委員会を開き、組織的に対応 する。
- イ 被害児童生徒を守り通すという姿勢で対応する。
 - もっとも信頼関係ができている教職員が対応し、「最後まで絶対に守る」という意思を伝える。
- ウ 加害児童生徒には教育的配慮のもと、毅然とした姿勢で指導や支援を行う。
 - 事態の深刻さを認識させ、いかなる事情があっても、いじめは絶対に許さないことを 伝える。
- エ 教職員の共通理解、保護者の協力、スクールカウンセラーやソーシャルワーカー等の専門家や、警察署、児童相談所等の関係機関との連携のもとで取り組む。
- オ いじめが起きた集団へのはたらきかけを行い、いじめを見過ごさない、生み出さない集団づくりを行う。
- カーネット上のいじめへの対応については、必要に応じて警察署等とも連携して行う。

4 重大事態への対応

- (1) 重大事態が生じた場合は、速やかに教育委員会に報告をし、【重大事態発生時の調査対応 図】に基づいて対応する。窓口は教頭に一本化する。(別紙1-②参照)
- (2) 学校が事実に関する調査を実施する場合は、「磯辺小学校いじめ調査委員会」を設置し、事案に応じてスクールカウンセラー、市の臨床心理士や教育相談員を加えるなどして対応する。
- (3) 調査結果については、被害児童生徒、保護者に対して適切に情報を提供する。
- (4) 市の教育支援コーディネーターを通じて関係機関との連携を取り、加害・被害双方の児童生徒や保護者の心のケアに努める。

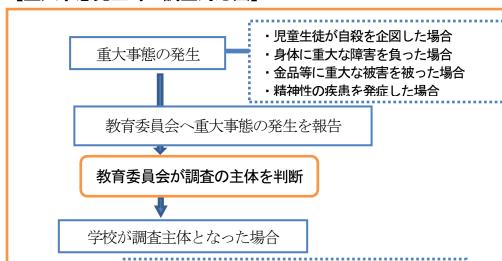
5 学校の取り組みに対する検証・見直し

- (1) 学校いじめ防止基本方針をはじめとするいじめ防止の取り組みについては、PDCAサイクル (PLAN→DO→CHECK→ACTION) で見直し、実効性のある取り組みとなるよう努める。
- (2) いじめに関する項目を盛り込んだ教職員による取組評価及び保護者への学校評価アンケートを年に2回実施(6月、10月)し、生活サポート委員会でいじめに関する取り組みに対し、ケース会議等を行い、手だての検証を行う。

6 その他

- (1) いじめ防止に関する校内研修を年2回以上計画し、児童生徒理解やいじめ対応に関する教職員の資質向上に努める。
- (2)「学校いじめ防止基本方針」は年度当初に保護者への周知を図る。
- (3) 長期休業の事前・事後指導を行い、休業中のいじめ防止や早期発見に取り組む。

【重大事態発生時の調査対応図】



学校に重大事態の調査組織を設置

※「磯辺小学校いじめ調査委員会」を設置する。

※組織の構成については、専門的知識及び経験を有し、当該いじめ事案の関係者と直接人間関係または特別な利害関係を有しない第三者の参加を図ることにより、当該調査の公平性・中立性を確保するように努める。

事実関係を明確にするための調査を実施

※因果関係の特定を急がず、客観的な事実関係を速やかに調査する。 ※事実としつかり向き合う姿勢を大切にする。

いじめを受けた児童生徒及びその保護者へ適切な情報提供

※関係者の個人情報に十分配慮しつつ、情報を適切に提供する。

※調査に当たって実施するアンケートは、調査に先立ちその旨を調査対象の 在校生や保護者に説明をする。

調査結果を教育委員会に報告

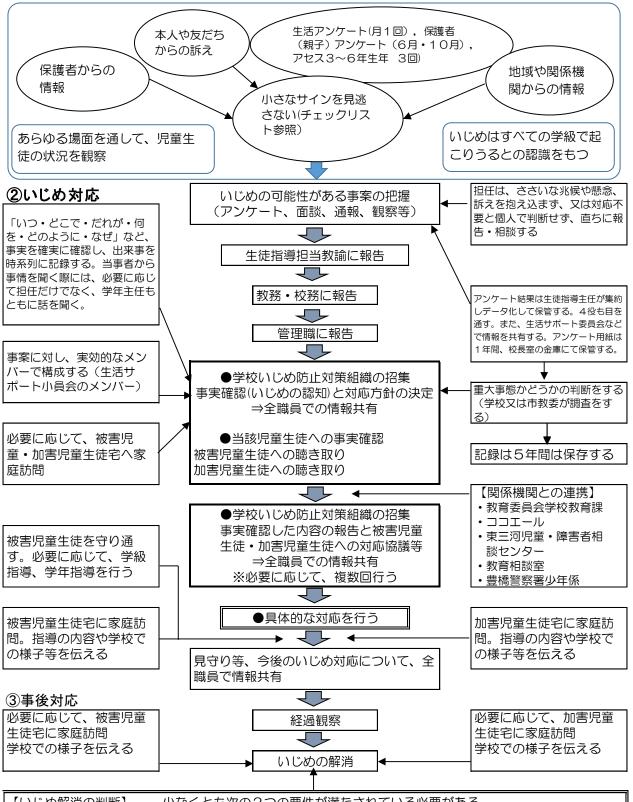
※希望があれば、いじめを受けた児童生徒または保護者の所見をまとめた文書も 調査結果に添付する。

調査結果を踏まえた必要な措置

※重大事態発生時の対応の ポイント参照

- ※調査結果を踏まえ、再発防止に向けた取り組みを検討し、実施する。
- ※当該加害・被害児童生徒・保護者へのケア・見守りの継続
- ※再発防止に向けた取り組みを行う。

①いじめの発見

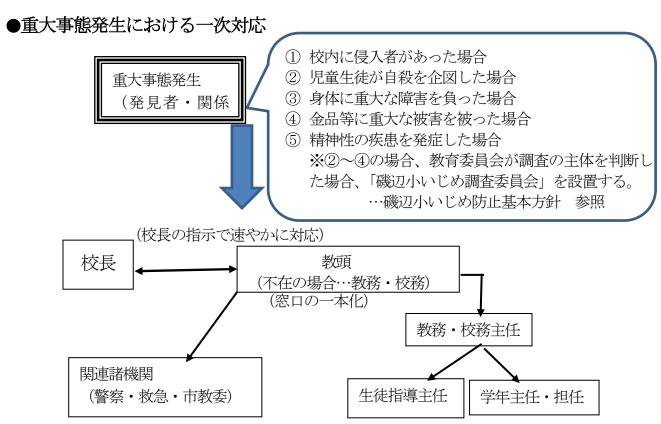


【いじめ解消の判断】 少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある

- 1 いじめに係る行為が止んでいること(インターネットを含む)。 止んでいる状態が相当期間継続していること。この相当期間とは、<u>少なくとも3か月を目安</u>とする。
- 2 被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと。

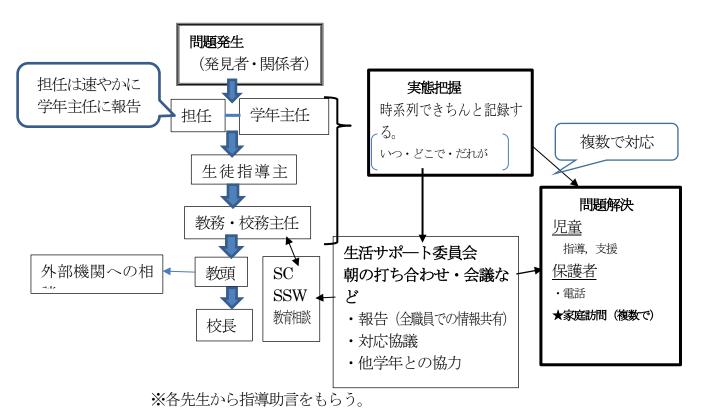
被害児童生徒本人及びその保護者に対し面談等により確認する。

【別紙1-②】 《校内での児童による問題発生時の対応》



- ・一次対応後、保護者や地域、同ブロックの学校に連絡
- ・児童の安全な下校

● 問題行動発生後の対応方法



- ・学年主任を中心に、全体で問題の解決にあたる。担任だけに負担をかけないようにする。
- ・問題によっては、他の学年と協力して、あるいは全校で問題の解決にあたる。
- ・児童から話を聞く場合は、担任と他の教師(学年主任、同学年の教師、校務主任、生徒指導主任等)で聞く。その内容は必ず記録する。
- ・保護者と教育相談をしたり、家庭訪問したりする場合は、担任と学年主任または同学年の教師か、

校務主任か生徒指導主任で相談にあたる。必ず2名以上で対応する。(程度による)

- ・不在時にはメモや手紙を置いておき、訪問したことを保護者に知らせ、あとで電話を入れる。
- ・全職員との連絡を密にし、共通理解のもとに指導する。
- ・問題によっては、保護者に電話連絡だけでなく、家庭訪問をする。

● 勤務時間外の生徒指導上の問題発生について

- ① 問題発見者は、速やかに校長(教頭)に電話連絡をする。
- 1. 校長(教頭)の指示で速やかに行動を開始する。
- 2. 協議や捜索を要する場合は、下記のようにする。
 - ・第1次の対応・・・4役・生徒指導主任・該当児童の学年主任と担任で対応
 - ・第2次の対応・・・4役・生徒指導主任・全学年主任・該当児童の学年担任で対応
 - 第3次の対応・・・全職員
 - ・第4次の対応・・・全職員、PTA、外部の諸団体へ

【別紙2-②】

いじめ防止 年間指導計画 (詳細)

月	職員	行事等	道 德	学級活動 総合的な学習の時間 学級開き、ルール作り 係活動を決めよう(全学年)		
4月	3	1年生を迎える会	まどさんからの手紙―こどもたちへ (6年)			
5月	SC動務予定① 校区健全育成会 学校評議員会 生活サポート委員会①	体育発表会	なかよくね(1年) 日曜日の公園で(3年)	X X		
6月	保護者生活アンケート① 生活サポート委員会② SC動務予定②	学校公開日・豊橋学校 いのちの日 野外活動	みんないきてる(1年) もうすぐ八さい(2年) 生きているしるし (4年) 命の詩 電池が切れるまで(5年) この胸の痛みを(6年) ※全学年いのちに関わる道徳の授 業公開	男女の協力(6年) 情報モラル(6年) むくろじ活動について考えよう (5年)		
7月	個別聽談会 SC動務予定③	いそベフェスタ(地域)	ダンゴムシのまるちゃん(2年) よごれた絵(3年) 命の旅(6年)	1学期の反省をしよう(全学 年)		
8月	SC動務予定④	おやじの会お泊り会 (PTA)				
9月	生活サポート委員会(3) SC動務予定(5)	修学旅行	クラスの大へんしん(2年) 泣いた赤おに(4年) 友の肖像画(5年) およげないりすさん(2年) いきているって(1年)	ゲーム大会をしよう(3年) もっと協力できるクラスにしよう (4年) 2学期のめあてを決めよう(全 学年)		
10月	SC動務予定⑥ 保護者アンケート②	就学時健康診断(5年 生付き添い)	あしたはえんそく(1年) どきどきしたけど(2年) つまらなかった(4年) 三十八億年の命(5年) コスモスの花(6年)	後期係活動を決めよう(全学年) 昔遊びの会(1年) クラスマッチの計画をたてよう (4年)		
11月	生活サポート委員会(4) SC動務予定(7)	学習発表会	ぶらんこ(2年) 親切がいっぱい(3年) 思いやりのかたち(4年) 命のかがやき(6年)	学習発表会を成功させよう (全学年) 友だちのよいところを紹介しよう(3年) お楽しみ会を企画しよう(4年) 聞との交流会(1年)		
12月	人権週間 個別懇談会 SC勤務予定®		ニわのことり(1年) ブランコ乗りとピエロ(5年)	人権について考えよう (全学年) 情報モラル(5年) 2学期の反省をしよう(全学		
1月	生活サポート委員会(5) SC動務予定(9) 学校評議員会		はしのうえのおおかみ(1年) 梨の実ーアンリ=ファーブル(4年)	3学期のめあてを決めよう(全 学年)		
2月	学級懇談会 生活サポート委員会⑥ SC動務予定⑩	ありがとうの会	空色の自転車(2年) ありがとうの気持ちをこめて(3年) みんな同じだったら(4年) マークが伝えるもの(5年)	6年生にお礼をしよう(1,2年) 6年生を送る会にむけて (4、5年) お世話になった人に手紙を書 こう(3年)		
3月		6年生を送る会 卒業式	ちいさなふとん(1年) ヌチヌグスージー(3年) 朝がくると(4年) アンパンマンがくれたもの(5年) 「ありがとう」の気持ちを伝える(6年)	1年を迎える準備をしよう(5年) 1年間の振り返りをしよう(全 学年)		
年間	・生活アンケート(毎月) ・セカンドステップ(低学年) ※校区のかわいウリニックの 医師が講師。「気持ちや気持 ちを伝える方法を学ぶ学習」	第2火曜 ペアの遊び 第4木曜 ふれあいデー 児童集会		行事を通した人間関係づくり (全学年) ・むくろじ活動 5年総合:福祉		

	見	思 発	· · · · ·			F	 然防-	₩		会議・研修等						【別紙 2				
					• 住居確認	• 学校公開			学級			・いじめ別	・生活サポー	• 小中情報交換会	· いじめにこ		・相談窓口等の周知	・学校いじぬ	4月	
	・生活アンケー	• QU(アセス)検査		日常的な児童生徒の観察	・あいさつ運動		ペアの遊び		ジベの・人			いじめ防止対策委員会(生活サポート小委員会)	大州		・いじめについての研修	• 校区健全育成会	等の周知	学校いじめ防止組織の立ち上げ	5月	
• 面談	ゲート (月に1	一		生徒の観察		• 学校公開 (ペアの遊び(年間10回)		間関係づくり		· 小	会(生活サポ	員会(問題行動・	学校評議員会		•		15上げ -	6月	いじめ防止年間指導計画
	回 ※6月と	• 個別懇談会		(スズキ校務	学校いのちの日の取り組み	- (全学級道徳の授業公開)	•)・学校行事		校いじめ防	パート小委員	予数である。			民生委員との連絡会			7月	年間指導記
必要に応じて面談:随時	_	иy		務「日々の記録」	る語の)授業公開)	ふれあいデー (年		事や体験活動		学校いじめ防止基本方針が機能しているか、	開催	学力不振など、		・いじめにこ	иу			8月	学画
面談:随時	0月は保護者もいっしょに取り組む				委員会キャ		(年間10回)、]・地域やP		が機能してい	:隨時	問題		いじめについての研修				9月	
	に取り組む)			「生徒指導の記録」	ャンペーン活動		むくろじ活動		TAとの活				全般の報告および		・いじめにし				10月	
		・アセス		。 への入力・			動(随時)		動や行事・消		PDCAサイクルによる検証		び協議)5月		ついての研修				11月	
		• 個別懇談会		蓄積)•	人権週間の取り組み		、セカンド		道徳教育等の		たよる検証		・6月・9						12月	
●面談		.,		教職員間での情報交換	頭の組み		セカンドステップ(低学年)		り充実・分た				月・11月	• 学校評議員会	・いじめについての研修				1月	曹
		・アセス		の情報交換	・幼保との交流会	• 授業参観	压学年)		学級づくり・人間関係づくり・学校行事や体験活動・地域やPTAとの活動や行事・道徳教育等の充実・分かる授業の実践				•1月•2月		いての研修	・民生委員との連絡会	基本方針等の見直し	・学校いじめ防止	2月	豊橋市立磯辺小学校
					· 流会			<u> </u>	記場				田	• 小中情報交換会		:の連絡会	の見直し	沙防止	3月	小学校

いじめが起こりやすい・起こっている集団							
□ いつも誰かの机が曲がっている							
□ グループ活動の時など、机と机の間に隙間がある							
□ ロッカーの中が乱れていたり、掲示物が破れていたりする							
□ 特定の子どもに気をつかっている雰囲気がある	□ 特定の子どもに気をつかっている雰囲気がある						
□ 学級やグループの中で絶えず周りの顔色をうかがう子どもがいる							
□ 特定のグループだけでまとまり、他を寄せ付けない雰囲気がある							
□ ささいなことで冷やかすグループがある							
□ グループ分けをすると特定の子どもが残る							
1.1843 471.77							
いじめられている子							
□日常の行動・表情の様子							
□ あいさつに対してはっきり反応しない	□ あいさつをされない						
□ 登校時間が遅くなっている	□ 遅刻・欠席が増えている						
□ 早退や一人で下校することが増えている							
□ 体調不良を訴えたり、保健室へ行きたがったりする							
□ 服がひどく汚れていたりボタンが取れたりしてい							
□ 持ち物がなくなったり、掲示物がいたずらされて	ていたりしている						
<u>授業中・休み時間</u>							
□ 教室へいつも遅れて入ってくる	□ 学習意欲が低下し、忘れ物が多い						
□ プリントが配布されない	□ 班編成をしたとき、孤立する						
□ 学習用具がなくなる	□ 発言すると、周囲がざわつく						
□ 教職員の近くにいたがる	□ 一人でいることが多い						
□ 周囲の子どもから特定のあだ名で執拗に呼ばれる	3						
□ 意味もなく廊下を歩いていたり、用もないのに	職員室などに顔を出したりする						
◎給食・清掃の時間							
□ その子が配膳すると、嫌がる素振りをする	□ 会食するとき、机と机の間に隙間がある						
□ 食べ物にいたずらをされる	□ 会食中に周囲の会話に入ろうとしない						
□ 盛り付けが極端に多かったり少なかったりする	□ 一人で掃除や後片付けをしている						
□ その子の机やいすを運ぼうとしない	□ みんなが嫌がる仕事をいつもしている						
いじめている子							
□ 多くのストレスをかかええている	□ 悪者扱いされていると思っている						
□ あからさまに教職員の機嫌をとる	□ 特定の子どもにのみ強い仲間意識をもつ						
□ 教職員によって態度を変える	□ 教職員の指導を素直の受け取れない						
□ グループで行動し他の子どもに指示を出す	□ 他の子どもに威嚇する表情をする						

□ 記録の引継ぎがきちんと行われている

いじめの認知から早期対応に向けて
 ●日常の行動・表情の様子
 □ 「いじめ早期発見のためのチェックポイント」などを活用し、わずかなサインを見逃さな
いようにしている
□ ささいな兆候や懸念、児童生徒からの訴えを抱え込まず、又は対応不要と個人で判断せ
ず、直ちに報告・相談している
●アンケートおよび個人面談
□ アンケートを年間計画に位置づけ、定期的に実施している
□ アンケートは、欠席者や不登校児童生徒などに対しても、もれなく実施している
□ アンケートの結果は、複数の目で確認している
□ 記入後のアンケート用紙を保存(1年間)するとともに、アンケート結果を集約しデータ
化して保存している
□ 個人面談の機会をもっている。特に6月と10月のアンケート後は必ず行っている
□ 個人面談では、安心して話ができる環境をつくっている
□ アンケートや個人面談の結果をスズキ校務に入力し、蓄積して引き継ぐようにしている
$ \psi \psi \psi + \psi + \psi \rangle$
組織的な対応に向けて
□ アンケートや個人面談の結果が集約され、学校いじめ防止対策組織に報告している
□ アンケートや個人面談の結果が集約され、学校いじめ防止対策組織に報告している □ 「いつ・どこで・誰が・何を・どのように」など、情報共有する内容が決まっている
□ アンケートや個人面談の結果が集約され、学校いじめ防止対策組織に報告している □ 「いつ・どこで・誰が・何を・どのように」など、情報共有する内容が決まっている □ いじめ対応の窓口は、学校いじめ防止対策組織であり、報告が上がった事案は組織として
□ アンケートや個人面談の結果が集約され、学校いじめ防止対策組織に報告している □ 「いつ・どこで・誰が・何を・どのように」など、情報共有する内容が決まっている □ いじめ対応の窓口は、学校いじめ防止対策組織であり、報告が上がった事案は組織として対応している
□ アンケートや個人面談の結果が集約され、学校いじめ防止対策組織に報告している □ 「いつ・どこで・誰が・何を・どのように」など、情報共有する内容が決まっている □ いじめ対応の窓口は、学校いじめ防止対策組織であり、報告が上がった事案は組織として対応している □ いじめ早期発見・対応マニュアルに則り、いじめ事案に対応している
□ アンケートや個人面談の結果が集約され、学校いじめ防止対策組織に報告している □ 「いつ・どこで・誰が・何を・どのように」など、情報共有する内容が決まっている □ いじめ対応の窓口は、学校いじめ防止対策組織であり、報告が上がった事案は組織として対応している
□ アンケートや個人面談の結果が集約され、学校いじめ防止対策組織に報告している □ 「いつ・どこで・誰が・何を・どのように」など、情報共有する内容が決まっている □ いじめ対応の窓口は、学校いじめ防止対策組織であり、報告が上がった事案は組織として対応している □ いじめ早期発見・対応マニュアルに則り、いじめ事案に対応している □ 被害児童生徒を守り通すという意識で対応している
□ アンケートや個人面談の結果が集約され、学校いじめ防止対策組織に報告している □ 「いつ・どこで・誰が・何を・どのように」など、情報共有する内容が決まっている □ いじめ対応の窓口は、学校いじめ防止対策組織であり、報告が上がった事案は組織として対応している □ いじめ早期発見・対応マニュアルに則り、いじめ事案に対応している
□ アンケートや個人面談の結果が集約され、学校いじめ防止対策組織に報告している □ 「いつ・どこで・誰が・何を・どのように」など、情報共有する内容が決まっている □ いじめ対応の窓口は、学校いじめ防止対策組織であり、報告が上がった事案は組織として対応している □ いじめ早期発見・対応マニュアルに則り、いじめ事案に対応している □ 被害児童生徒を守り通すという意識で対応している
□ アンケートや個人面談の結果が集約され、学校いじめ防止対策組織に報告している □ 「いつ・どこで・誰が・何を・どのように」など、情報共有する内容が決まっている □ いじめ対応の窓口は、学校いじめ防止対策組織であり、報告が上がった事案は組織として対応している □ いじめ早期発見・対応マニュアルに則り、いじめ事案に対応している □ 被害児童生徒を守り通すという意識で対応している 重大事態への対応について □ 児童生徒や保護者から、いじめにより重大な被害が生じたという申し立てがあった時は、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとして
□ アンケートや個人面談の結果が集約され、学校いじめ防止対策組織に報告している □ いつ・どこで・誰が・何を・どのように」など、情報共有する内容が決まっている □ いじめ対応の窓口は、学校いじめ防止対策組織であり、報告が上がった事案は組織として対応している □ いじめ早期発見・対応マニュアルに則り、いじめ事案に対応している □ 被害児童生徒を守り通すという意識で対応している 重大事態への対応について □ 児童生徒や保護者から、いじめにより重大な被害が生じたという申し立てがあった時は、その
□ アンケートや個人面談の結果が集約され、学校いじめ防止対策組織に報告している □ 「いつ・どこで・誰が・何を・どのように」など、情報共有する内容が決まっている □ いじめ対応の窓口は、学校いじめ防止対策組織であり、報告が上がった事案は組織として対応している □ いじめ早期発見・対応マニュアルに則り、いじめ事案に対応している □ 被害児童生徒を守り通すという意識で対応している 重大事態への対応について □ 児童生徒や保護者から、いじめにより重大な被害が生じたという申し立てがあった時は、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告、調査等にあたっている □ 記録をきちんと残している
□ アンケートや個人面談の結果が集約され、学校いじめ防止対策組織に報告している □ 「いつ・どこで・誰が・何を・どのように」など、情報共有する内容が決まっている □ いじめ対応の窓口は、学校いじめ防止対策組織であり、報告が上がった事案は組織として対応している □ いじめ早期発見・対応マニュアルに則り、いじめ事案に対応している □ 被害児童生徒を守り通すという意識で対応している 重大事態への対応について □ 児童生徒や保護者から、いじめにより重大な被害が生じたという申し立てがあった時は、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告、調査等にあたっている □ 記録をきちんと残している ※重大事態の場合、アンケート等も含め、記録は少なくとも5年間は保存することが望まし
□ アンケートや個人面談の結果が集約され、学校いじめ防止対策組織に報告している □ 「いつ・どこで・誰が・何を・どのように」など、情報共有する内容が決まっている □ いじめ対応の窓口は、学校いじめ防止対策組織であり、報告が上がった事案は組織として対応している □ いじめ早期発見・対応マニュアルに則り、いじめ事案に対応している □ 被害児童生徒を守り通すという意識で対応している 重大事態への対応について □ 児童生徒や保護者から、いじめにより重大な被害が生じたという申し立てがあった時は、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告、調査等にあたっている □ 記録をきちんと残している

学校いじめ防止対策組織が行うべきこと

- 41 545 5	7	1
教職員	31-14	17
北大州以 5	ろ ハー V.1	

- □ 年度初めの職員会議で「学校いじめ防止基本方針」の周知を図り、教職員の共通理解を図
- □ いじめアンケートや教育相談の結果の集約、分析、対策の検討を行うことで、実効あるい じめ防止対策に努める

●保護者・地域に対して

- □ 学校だよりやホームページなどを通して、いじめ防止の取り組み状況や学校評価結果等を 発信し、保護者や地域住民が確認できるようにしている
- □ いじめの相談窓口であることを周知している
- □ 児童対象に毎月1回生活アンケートを行うが、6月と10月は保護者も含めてアンケートをと り、親子でいじめについて話し合ったり、学校のいじめへの取り組みを認知していただく機会 にしたりする。

●未然防止に向けた取り組み

- □ いじめの未然防止のため、いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりを具体的に 行っている
- □ 具体的な年間計画を作成し、実行している

●取り組みの見直しについて

- □ 学校いじめ防止基本方針が適切に機能しているのかについての点検・見直し(PDCAサイクルの 実行を含む)を行っている
- □ アンケート用紙や調査の仕方、面談の方法、いじめ事案の情報共有のあり方などを検証し、見 直しを行っている